



平成 23 年 11 月 10 日

各 位

会 社 名 ひまわりホールディングス株式会社
 代 表 者 代表取締役社長 山 地 一 郎
 (JASDAQ・コード番号 8738)
 問 合 せ 先 取締役経営企画部長 寺 田 義 秋
 電 話 0 3 - 5 4 0 0 - 4 1 3 3
 U R L <http://www.himawari-group.co.jp/>

第三者割当により発行される株式の募集
 並びに主要株主である筆頭株主及び親会社の異動に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 10 日開催の当社取締役会において、株式会社 I S ホールディングス（以下、「I S ホールディングス」といいます。）に対する第三者割当による新株式発行（以下、「本件第三者割当」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 第三者割当により発行される株式の募集

1. 募集の概要

(1) 発 行 期 日	平成 23 年 11 月 30 日から平成 23 年 12 月 29 日
(2) 発 行 新 株 式 数	12,500,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株あたり 96 円
(4) 発 行 価 額 の 総 額	1,200,000,000 円
(5) 資 本 組 入 額	1 株あたり 48 円
(6) 資 本 組 入 額 の 総 額	600,000,000 円
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 先)	第三者割当の方法による (I S ホールディングス)
(8) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していること及び当社と I S ホールディングスとの間で合意された人員削減手続き（当社及び当社の連結子会社であるひまわり証券株式会社（以下、「ひまわり証券」といいます。）の従業員の合意退職及び有期雇用契約の締結、3 週間程度の実施期間を想定している希望退職募集手続き等）が完了することを条件とする。

2. 募集の目的及び理由

当社の 100%子会社であるひまわり証券（以下、当社とひまわり証券を合わせて「当社グループ」といいます。）は、平成 10 年 10 月に F X 取引を開始し、個人投資家向けにシステムトレードを展開するなど、投資商品を提供してまいりました。また、顧客に安心して取引いただける環境を安定して提供することで、平成 22 年 8 月から同年 9 月にかけてのレバレッジ規制の施行による一時的な取引高減少を乗り越え、平成 23 年 9 月末時点で、取引口座数約 20 万口座（F X 取引及び C F D 取引の合計）、預り資産残高 239 億円（F X 取引及び C F D 取引の合計）となっております。

一方、当社連結業績は、平成 21 年 3 月期には 3 億 3 百万円の連結当期純利益を計上したものの、F X 取引におけるスプレッド競争への追随による収益性低下等の要因により平成 22 年 3 月期には 7 億 7 百万円の連結当期純損失を計上しております。

その後、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災後の国内株式相場の急落等により、当社の株価指数先物・

オプション取引顧客の決済損に対する不足金（以下、「立替金等」といいます。）が約 80 億円発生したことに伴う特別損失として、平成 23 年 3 月期に貸倒引当金繰入額 27 億 90 百万円及び強制決済に伴う取引損失 3 億 72 百万円を計上し、当期純損失 40 億 69 百万円を計上することとなり、連結純資産額は平成 22 年 3 月期末の 48 億 56 百万円から、平成 23 年 3 月期末には 7 億 71 百万円まで急激に減少することとなりました。

この状況を受け、当社及びひまわり証券の経営基盤の強化の取り組みとして、ひまわり証券の C F D 取引を除く証券業務及び大証 F X 取引から撤退し、これにより当該業務に係る支払手数料（平成 24 年 3 月期第 2 四半期連結累計期間は前年同期比で△98.2%）、従量制のシステム費用等の変動費（同△58.0%）を削減しました。加えて、希望退職の募集を実施し、平成 23 年 3 月末時点の 166 人から平成 23 年 9 月末時点の 92 人へと人員数を縮小するとともに、役員報酬の減額（平成 23 年 3 月期下期の 1 億 58 百万円から、平成 24 年 3 月期上期の 61 百万円にまで削減）等の経営合理化策を実施した結果、貸倒引当金繰入額を除く連結営業費用は平成 23 年 3 月期下期の 34 億 21 百万円から、平成 24 年 3 月期上期の 24 億 55 百万円にまで削減してまいりました。

しかしながら、当社グループを取り巻く足許のビジネス環境は、平成 24 年 3 月期に入ってから依然として厳しい状況にあります。平成 24 年 3 月期上期の外国為替相場は、おおむねボラティリティが低い状況となったことにより、F X 関連の取引高及び営業収益が伸張せず、加えて、コスト面においては、上記の経営合理化策による一定の営業費用低減効果はあったものの、C F D 取引を除く証券業務及び大証 F X 取引における一部顧客が残存していることによる証券業務システム費用や残務処理のための人件費等が残っていること、希望退職者募集に伴う退職特別加算金の計上（93 百万円）、立替金等に対する貸倒引当金の追加計上（9 億 5 百万円）等により、平成 24 年 3 月期第 2 四半期は連結四半期純損失 18 億 27 百万円を計上し、平成 24 年 3 月期第 2 四半期末の連結純資産はマイナス 10 億 46 百万円となり、連結貸借対照表上、債務超過の状態となりました。また、ひまわり証券単体においても四半期純損失 9 億 49 百万円を計上し、自己資本規制比率は、平成 23 年 3 月末時点での 183.9%から、平成 23 年 9 月末時点で 150.6%へと低下する状況となっております。

今後においても、立替金等（平成 23 年 9 月末時点での残高 63 億 57 百万円、うち未引当部分 28 億 44 百万円）の回収見通しは不透明であり、貸倒引当金の追加計上を余儀なくされる可能性があります。また、東日本大震災直後に資金繰り確保のためにひまわり証券が行った取引銀行からの借入れ（平成 23 年 3 月末に、当社がひまわり証券より免責的債務引受けを実施し、本プレスリリース提出日現在は当社の借入れ。平成 23 年 9 月末時点での残高 65 億 62 百万円）の元利金返済につき、平成 24 年 3 月期中は立替金等の回収金による返済及び利息の支払いのみを行っておりましたが、平成 25 年 3 月期以降は、増資資金には頼らず、立替金等の回収金とひまわり証券の営業活動におけるキャッシュ・フローを当社に経営指導料として吸い上げることによる元利金の返済を計画しておりますところ、返済原資の重要な一部である立替金等の回収が進まない状況が続いた場合、当該借入れに対する元利払いが、業績への一層の圧迫要因となります。そのため、今後は業績及びキャッシュ・フローの改善を図り、立替金等の回収に依らない返済を行っていく必要があると考えております。

今後、連結債務超過の状態に回復の見込みが立たない場合や将来におけるこれらの業績圧迫要因や財政状態へのダウンサイドリスクが顕在化した場合、連結ベースの財政状態の脆弱性を理由にひまわり証券の既存のカウンターパーティとの取引が困難になるリスクがあり、自己資本規制比率の更なる低下や資金繰りの圧迫、更には上場廃止基準へ抵触することを通じて、当社グループの事業活動の継続性自体に悪影響を及ぼす可能性があります。

ひまわり証券の既存のカウンターパーティとの取引が困難となった場合、ひまわり証券と顧客との間の O T C 取引（相対取引）に係る為替リスクをヘッジすることが難しくなることが予想され、ひまわり証券が現状の F X 事業を継続することは難しくなるものと考えます。

自己資本規制比率の低下に関しては、自己資本規制比率が 140%を下回った場合には、その旨を監督当局に届出ねばならず、同比率が 120%を下回った場合には監督当局はひまわり証券に対して業務の方法の変更を命ずることができるとともに、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができます。さらに同比率が 100%を下回った場合には、監督当局はひまわり証券に対して 3 ヶ月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるとともに、当該命令の日から 3 ヶ月を経過した日においてもひまわり証券の自己資本規制比率が 100%を下回っており、かつ、自己資本規制比率の状況が回復の見込みがないと認められる

ときは、金融商品取引業者の登録を取り消すことができるものとされています。

当社といたしましては、このような状況が長引くことにより、既存株主の皆様、ひまわり証券の取引サービスをご利用頂いているお客様、債権者の皆様を含む多くの利害関係者の信用・利益を損なう事態となることを極力回避するため、一刻も早く健全な財務基盤を再構築し、自己資本規制比率の安定化及び事業収益改善のための更なる合理化努力が必要であると考え、平成23年4月頃よりその方策について検討してまいりました。

具体的には、当社は、資本増強による財務基盤の再構築及び収益性の改善が必須の状況となっていることから、①資本増強の確実性、②事業の継続・発展に資するような協働体制構築の可能性を主要な条件として、複数の割当候補先企業と面談を行ってまいりました。当社は各候補先企業に対し、事業及び財務状況等の当社の置かれた状況を説明し、また、今後の事業展開及び協働によるシナジー等について話し合いを続けてまいりましたが、本件第三者割当に係る発行価額、出資金額の多寡、割当候補先から要求される配当率、その他発行条件等の経済的な条件に加え、当社事業の潜在的な収益性及び将来性に関する理解並びに I Sホールディングスの子会社が提供する取引システムへの移管やカウンターパーティとしてのカバー取引発注等の今後における事業上の協働可能性等を総合的に勘案した結果、I Sホールディングスに対して第三者割当増資を実施することで自己資本を増強し、同社子会社のシステムを比較的安価な手数料で使用することで電算機費を抑制し、また同社子会社をカウンターパーティとするカバー取引発注により、F X事業におけるひまわり証券の安定したカバー取引環境を確保した上で、当社グループの更なる経営合理化を強力に推進してゆくことが、当社グループの収益性を高め、ひいては当社グループの株主価値向上に寄与すると判断いたしました。

なお、第三者割当以外の資金調達の方法として、一般的には①公募増資、②株主割当の2種類が考えられます。しかしながら、①については、現在の株式市況、当社の業績及び財政状況、当社株式の低い流動性の観点から現実的ではなく、②については、必要となる金額を確実に調達できない可能性があることから適切でないため第三者割当増資が望ましいと判断いたしました。加えて、新株予約権を用いた資本性の調達についても、迅速かつ確実という当社の資金調達ニーズを満たせないため、適切でないと判断しました。

割当先である I Sホールディングスは、子会社の株式会社外為オンラインを通じて F X 事業における十分な知見・実績・ノウハウを有していることに加えて、I T を駆使した金融インフラ業務に強みを持っています。当社は I Sホールディングスの傘下に入ることを機に、I Sホールディングスの提供する F X 取引システムを導入する予定です。また、これまでは商品毎に別個のシステムで稼働させていたものを一本化することも可能となるため、システムコストの大幅削減効果が期待できるものと考えております。

このように、当社は I Sホールディングスを割当先とした第三者割当の実施及び業務面での協働により、財務基盤を早急に強化できることに加えて、システムの導入による更なる経営合理化を実現させることが期待でき、株主価値の向上に資するものと認識しております。本件第三者割当の払込みに係る前提条件として、人員削減策が予定されておりますが、I Sホールディングスの子会社が提供するシステムの導入により業務処理の省力化を図ることができ、その上で当該人員削減策後において必要な人員数は残すことを想定しているため、当社又はひまわり証券の営業の支障にならないものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額） 1,130,000,000 円

注) 1. 調達する資金の額は、調達する資金の総額 (1,200,000,000 円) から、発行諸費用の概算額 (70,000,000 円) を差し引いた金額となります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の内訳は、本件第三者割当に係るフィナンシャル・アドバイザーである大和証券キャピタル・マーケット株式会社を支払予定のアドバイザー手数料 56,000,000 円、本件第三者割当に係るリーガル・アドバイザーである潮見坂綜合法律事務所を支払予定の弁護士費用 7,000,000 円、登録免許税 4,200,000 円及びその他諸費用 2,800,000 円となります。

ひまわり証券の自己資本規制比率は、平成23年9月末で150.6%であり、足許の厳しいビジネス環境を考慮すると、今後さらに低下する可能性があります。これ以上の低下は、例えば自己資本規制比率が120%を下回った場合には監督当局から業務の方法について変更するよう命令を受け、財産の供託その他監督上

必要な事項を命ぜられる可能性があります。また、同比率が100%を下回った場合には、監督当局より3ヶ月以内の期間での当社の一部又は全部の業務停止命令を受ける可能性があります。当該命令の日から3ヶ月を経過した日においても自己資本規制比率が100%を下回っており、かつ、自己資本規制比率が回復する見込みがないと認められるときは、金融商品取引業者の登録を取り消されるおそれがあります。万が一、当社がこれらの行政措置を執られることになれば、顧客及び取引先からの信用が失墜し、これまでのように取引サービスを安定的に提供することが難しくなり、ひいては、当社の株主、債権者等の利益を損なうことになりかねません。当社は、顧客に安心してサービスを利用していただくためには、一時的な要因による業績の悪化等の局面も想定し、少なくとも200%程度の自己資本規制比率を維持しておくことが必要と考えており、そのためには、厳しい収益環境による今後のさらなる低下分も考慮し、株式による10億円規模の調達が必要と考えております。また、当社は平成24年3月期第2四半期末において、連結貸借対照表上、10億46百万円の債務超過となります。顧客を含む当社グループの利害関係者に対する信用力を維持するためには、当社グループ連結での債務超過の状態を一刻も早く脱することが必要と考えており、そのためには、少なくとも約11億円の株式での調達が必要となります。

これらのことを踏まえ、割当予定先であるISホールディングスと協議を行った結果、連結債務超過の解消に必要な約11億円に、予期せぬ損失等のためのバッファとして1億円を加味し、総額で12億円の払込金額とする結論に至りました。

但し、「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社の経営状況は予断を許さない状況であり、本件第三者割当に係る払込後であっても、立替金等の追加引当の計上を余儀なくされた場合等には再び債務超過に陥る可能性があります。当社グループは、平成24年3月末までに、経営合理化策の一環として行う希望退職者の募集を含む人員削減策の実施、使用する取引システム等の見直しによって一時的な費用を計上する予定であり、加えて、立替金等に係る貸倒引当金の追加計上を余儀なくされる可能性も考えられ、平成24年3月末では再び債務超過の状態となる可能性があります。人員削減策の内容については本日別途公表しております「当社及び当社連結子会社における人員削減等による経営合理化に関するお知らせ」をご参照ください。

これに対し、当社といたしましては、割当予定先との事業上の協働、更なる経営合理化等を通じ、業績の改善を図ることにより、平成25年3月期第1四半期以降には黒字化を達成し、速やかに安定した財務基盤を回復できるようにする考えではありますが、それでもなお資本が著しく不足する事態が継続することが見込まれる場合、本件第三者割当における割当候補先とも協議を行い、資本政策の再構築を行う可能性があります。

なお、平成24年3月期末時点で債務超過となった場合は、「JASDAQにおける有価証券上場規程第47条第1項(3)」に定められた上場廃止基準に基づき、当社株式は同規程に定められた猶予期間に入る見込みがあります。

(2) 調達する資金の具体的な用途

本件第三者割当により調達する資金は、本件第三者割当に係る払込が行われた後、平成23年12月末日までに、全額を当社100%子会社であるひまわり証券への出資に充当いたします。ひまわり証券は、当該資金の全額をFX事業における運転資金（ひまわり証券とカバー取引に係るカウンターパーティ（インターバンクに参加する金融機関）との間の受け払いの時点と、顧客取引にかかる分別金信託の差し替えの時点とのタイムラグが発生することで、ひまわり証券に必要となる決済用現預金残高）に充当いたします。運転資金への充当の必要性については、下記「4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方」をご参照ください。

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 連結子会社（ひまわり証券）の第三者割当引受	1,130百万円	平成23年12月

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

本件第三者割当は、ひまわり証券の喫緊の課題である財務基盤の強化を達成するために必要不可欠な資金調達であると考えており、当該資金用途には合理性があるものと判断しております。

ひまわり証券のFX事業は、カバー取引に係るカウンターパーティとの間の決済資金の受け払いと顧客取引に係る分別金信託の差し替えに1日のタイムラグが生じるため、一定の決済用現預金残高を随時確保しておくことが必要であり、平成23年10月における決済用現預金残高の平均額は約14億円となっております。また、当期における決済資金の必要額は、平成23年8月に9億円を超える日もありましたが、各月の最大額は概ね5億円となっています。この決済資金の必要額は、顧客の取引残高の多寡や外国為替相場のボラティリティによって変動し、外国為替相場が大きく変動する場合などに、一時的に増加します。例えばリーマンショック後のボラティルな相場においては、一時的に17億円程度の決済用現預金残高を必要としたこともあります。当該決済資金を追加的に確保しようとする場合、現在の当社の有利子負債（リース債務を含む。）残高の水準（平成23年9月末時点での残高79億57百万円）を考えれば、借入れ等による負債性の資金調達には限界があり、手元現預金を積み増すためには資本性の調達しか方法がないものと考えます。当該決済資金が不足した場合、信用力の低下から外部からの資金調達も困難になることが予想されるため、ひまわり証券が今後も安定的なサービスを提供していくに当たっては、このような一時的な資金需要の増加に耐えられる十分な決済用現預金残高を保有していることが重要であると考えており、上記のリーマンショック後に必要となった決済用現預金残高（約17億円）に、さらに有事のバッファーとして3億円程度を加えた20億円程度の決済用現預金残高を確保しておきたいと考えております。

決済用現預金残高の充実は収益の向上に影響するものではありませんが、決済用現預金残高が不足し決済不能に至れば、カウンターパーティとの取引が継続できなくなり、FX事業の継続は困難となります。今回の資金調達により決済用現預金残高は26億円程度となり、ひまわり証券はリーマンショック後に一時的に必要となった17億円に、有事のバッファーである3億円を加えた決済用現預金残高20億円を超えて確保することができ、突発的かつより大規模な決済資金需要の増加への対応能力が大幅に改善することを通じて、顧客及び取引先からの信用力を向上させ、より安定的に事業運営を図ることができるようになります。

また、財務安定性の面では、本件第三者割当により、ひまわり証券の自己資本規制比率（平成23年9月末時点で150.6%）が約75%ポイント改善し、より安定した経営基盤の構築が可能となります。なお、上記の自己資本規制比率の改善幅は、平成23年9月末時点のリスク相当額（15億96百万円）を用いて計算しております。実際にひまわり証券に対して出資が行われる時期は本年12月末までを予定しておりますが、当該時点では、上記の平成23年9月末時点の自己資本規制比率より減少している可能性があります。

なお、本件第三者割当の払込みに係る条件（金融証券取引法による届出の効力発生及び当社割当先との間で合意された人員削減策の完了）が充足されず、払込みがなされなかった場合、本件第三者割当により企図しておりました当社グループの財務基盤の強化及びひまわり証券における自己資本規制比率の向上を達成することができず、当社グループの信用の急激な低下により、安定した事業運営を継続することが難しくなるおそれがあり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日（平成23年11月9日。以下、「直前営業日」といいます。）の大阪証券取引所JASDAQ市場（以下、「JASDAQ」といいます。）の公表した当社普通株式の終値（106円）を基礎として、96円といたしました。当該発行価額は、基準となった直前営業日の終値と比べ、9.43%（小数点第3位以下四捨五入。以下同様。）のディスカウント率となっております。

当該発行価額に関する割当候補先との協議に際しては、当社グループは営業収益や口座数の情報を月次ベースでタイムリーに開示しており、当該情報が最も適切に反映された市場株価は直前営業日の終値であることから、直前営業日のJASDAQにおける当社普通株式の終値が本件第三者割当における発行価額の基準となるべき妥当な価格であると判断し、時価を基本とする発行価額を希望しておりましたところ、割当候補

先の1つであったISホールディングスからも、本件第三者割当における発行価額は時価による発行を基本的な考え方とする旨のご提案をいただきました。但し、ISホールディングスからは、「2. 募集の目的及び理由」に記載したような平成23年9月末時点での純資産額や立替金等の回収状況を勘案した場合、最近数ヶ月間の当社普通株式の市場株価は下落傾向にあると見ており、本件第三者割当における発行価額は、当社普通株式の直前営業日の終値に対して一定のディスカウントが必要である旨の回答がありました。これに対し、当社といたしましても、①足許の当社普通株式に係る株価・純資産倍率（以下、「PBR」といい、純資産額は平成23年6月末時点での純資産残高を用いております。）の推移を見ると、平成23年10月においては約3.1倍から約4.2倍で推移しており、FX事業を専業で営む他の上場会社（以下、「上場類似会社」といいます。）のPBRがおおむね1.0倍未満であり、上場類似会社と比較して当社のPBRの水準が高く、ISホールディングスの主張に合理性が認められること、②他の割当候補先の中ではISホールディングスの提案内容（出資の形態、出資に係る株式の内容、発行価額等）が最も望ましい条件であったこと並びに③可能な限り早急にかつ確実に財務基盤の健全化及びひまわり証券の自己資本規制比率の向上を図る必要があること等から、ISホールディングスとの協議を経て、上記発行価額にて本件第三者割当増資を実施することといたしました。

なお、当該発行価額96円は、直前営業日から1ヶ月遡った期間の終値の単純平均値112.6円（小数点第2位以下四捨五入。以下同様。）、直前営業日から3ヶ月遡った期間の終値の単純平均値122.7円、直前営業日から6ヶ月遡った期間の終値の単純平均値137.5円に対し、それぞれ14.74%（小数点第3位以下を四捨五入。以下同様。）、21.76%、30.18%のディスカウント率となっております。

当社は、月次ベースで営業収益や口座数の情報を開示していることから、発行価額の妥当性の検討に際しては、当該最新の情報を反映していない過去の株価又は直近から過去まで遡った平均株価を基準にするべきではなく、当該情報が市場に織り込まれた直前営業日の株価が当社株式の価値の適正水準であると考えております。その点に鑑みれば、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月平均株価からのディスカウント率は10%以上であるものの、直前営業日の終値と比較した場合のディスカウント率が9.43%となっており、発行価額と直前営業日における終値との大幅な乖離が認められないことから、当該発行価額は、有利発行に該当するものではないと判断しております。また、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしても有利発行に該当するものではないと判断しております。

本日開催した取締役会に出席した監査役4名（うち2名は社外監査役）は、上記の算定根拠に基づく発行価額は、上記と同様の理由により、直前営業日の株価を基礎としない特別の事情は見受けられず、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の状況が適切に反映されていると考えられることから、当該発行価額による本件第三者割当は特に有利な発行価額には該当しない旨の意見を表明しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当により発行される新株式の数は12,500,000株（議決権の数125,000個）であり、当社の発行済株式総数7,350,000株（平成23年9月30日現在）に係る議決権を有しない株式を除いた議決権数69,676個に対し、議決権比率で179.40%の希薄化が生じることとなります。また、本件第三者割当の発行価額は直前営業日における当社普通株式の終値を基準としながらも、当該終値と比べて9.43%のディスカウントとなっていることや1株あたりの価値が減少することにより、理論上は株価の下落要因となり、既存株主の不利益となるおそれがあるものと考えます。

本件第三者割当の実施後、当社の総議決権数に対するISホールディングスの所有議決権数は64.21%（小数点第3位以下四捨五入。）となり、当社はISホールディングスの連結子会社になります。

当社といたしましては、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の通り、安定的な事業継続を図るためには、一刻も早く健全な財務基盤を再構築するための相当規模の自己資本の増強が必要であると判断いたしました。このような現状認識のもと、下記「6.（2）割当先を選定した理由」に記載の通り、複数の増資引受候補先との十分な協議を経て、ISホールディングスからの出資受け入れ及び同社との協働が、債務超過の解消、ひまわり証券の自己資本規制比率改善及び電算機費の削減による業績の改善等を通じて、当社グル

ープの事業の継続・発展に寄与し、ひいては株主価値向上に資するものと考えてに至りました。かかる株主価値の向上は、既存株主の皆様の利益に繋がるものと考えており、本件第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本件第三者割当は、①希釈化率が25%以上となること、②支配株主の異動を伴うものであることから、大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条によれば、本件第三者割当を行うには、「経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手」又は「当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認」が必要とされるため、株主総会を開催して株主の意思を確認する方法を選択することも検討いたしました。しかしながら、株主総会開催に必要な諸手続きに最短でも2ヶ月間程度を費やすことを考えた場合、その間に、連結ベースの財政状態の不安定化を理由にひまわり証券の既存のカウンターパーティとの取引が困難になるリスクがあり、早急にISホールディングス又はその関係会社をカウンターパーティに加えることが必要であるとともに、可能な限り早いタイミングでのひまわり証券の自己資本規制比率の向上及び決済用現預金の確保が必要であると判断したため、相当規模の増資を、株主総会決議を経ず、緊急に行う必要性が高いものと判断しました。ISホールディングス及びその関係会社をカウンターパーティに加えるよりも先に既存カウンターパーティとの取引が困難となった場合、ひまわり証券の自己資本規制比率が140%を下回る水準まで低下した場合、又はひまわり証券の決済用現預金に不足が生じた場合は、当社グループの信用力が著しく低下し、FX取引環境や借入れ等の資金調達環境の急激な悪化を招くおそれがあることから、本件第三者割当に係る払込みの前に株主総会開催に必要な期間を待つことは事業継続が困難となるリスクを高め、ひいては既存株主の皆様の利益にも合致しないと判断いたしました。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(平成23年9月30日現在)

① 商号	株式会社ISホールディングス	
② 本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 遠藤 昭二	
④ 事業内容	IT基盤総合金融事業	
⑤ 資本金の額	600,000,000円	
⑥ 設立年月日	平成20年4月1日	
⑦ 発行済株式数	8,780株	
⑧ 事業年度の末日	3月31日	
⑨ 従業員数	150名(連結)	
⑩ 主要取引先	-	
⑪ 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行	
⑫ 大株主及び持株比率	遠藤 昭二	57.45%
	株式会社3A	28.03%
	村井 眞一	14.52%
⑬ 当社との関係等	資本関係	当社と当該割当先との間には、資本関係はありません。また、当社の関係者及び関連会社と当該割当先の間には、資本関係はありません。
	取引関係	当社と当該割当先との間には、取引関係はありません。なお、当社と当該割当先の関連会社である燦キャピタルマネージメント株式会社の間で、当社グループが独身寮として使用している物件に関する不動産賃貸借契約を締結しております。
	人的関係	当社と当該割当先との間には、人的関係はありません。また、当社の関係者及び関連会社と当該割当先の間には、人的関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該割当先は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該割当先の関係者及び関連会社は、当社の関連当事者には該当しません。

⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円）			
	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
連結純資産	11,382	17,326	19,579
連結総資産	49,352	96,514	108,864
1株当たり連結純資産（円）	1,447,038.76	2,207,138.44	2,494,242.12
連結売上高	21,662	27,397	16,821
連結営業利益	15,071	16,593	5,990
連結経常利益	15,098	16,854	6,343
連結当期純利益	8,606	7,623	3,028
1株当たり連結当期純利益（円）	1,273,467.37	971,091.64	385,774.88
1株当たり配当金（円）	187,060	160,000	109,000

※割当予定先である I Sホールディングス、I Sホールディングスの子会社並びに I Sホールディングス及びその子会社の役員及び主要株主（以下、「I Sホールディングス等」といいます。）については、「暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」といいます。）ではないこと、及び特定団体等との関係の有無について、当社内においても公知の情報を収集し検証した結果、特定団体等との関係は存在しないことを確認しております。

また、当社は、株式会社 J P リサーチ&コンサルティング（代表者：古野啓介、所在地：東京都港区）に対し、I Sホールディングス等が特定団体等と関係するか否かの調査を依頼しましたが、I Sホールディングス等が、特定団体等と関係を有するとの報告は受けておりません。

なお、当社は、割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。

（2）割当先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」で述べたとおり、資本増強による財務基盤の再構築及び収益性の改善が必須の状況となっていることから、①資本増強の確実性、②事業の継続・発展に資するような協働体制構築の可能性を主要な条件として、複数の割当候補先企業と面談を行ってまいりました。

当社は各候補先企業に対し、事業及び財務状況等の当社の置かれた状況を説明し、また、今後の事業展開及び協働によるシナジー等について話し合いを続けてまいりました。割当先として選定した I Sホールディングスは、平成23年6月に、システムに係る当社の既存取引先から紹介された株式会社フォスターソリューション（代表者：嶋田哲司氏、所在地：東京都中央区）を通じて当社に紹介され、その後当社の代表取締役社長である山地を含む当社経営陣が I Sホールディングス経営陣と継続的に協議を重ねてまいりました。結果として当社は、本件第三者割当に係る発行価額、出資金額の多寡、割当候補先から要求される配当率等、その他発行条件等の経済的な条件に加え、当社事業の潜在的な収益性及び将来性に関する理解並びに I Sホールディングスの子会社が提供する取引システムへの移管による今後の電算機費の削減見込みといった協働可能性等を総合的に勘案し、I Sホールディングスを具体的な候補先として選定いたしました。

I Sホールディングスは、子会社に、FX事業を行う株式会社外為オンライン、金融商品取引業を行う株式会社アイネット証券及び株式会社ライブスター証券、投資運用業を行うレオス・キャピタルワークス株式会社、アプリケーションサービスプロバイダー事業を行う株式会社アイアンドエーエス等を有しており、FX事業に関する知見のみならず、幅広く金融及びITに関する深い知見をも有しております。また、平成23年3月期末において、連結売上高1,68億21百万円、連結当期純利益30億28百万円、連結純資産195億79百万円を計上するなど、十分な資力を有していることに加え、FXシステムの開発等を行う子会社からのシステム供給等の協働可能性も有しているものと判断されました。

これらのことを総合的に勘案し、I Sホールディングスであれば、当社の更なる経営合理化等による業績の改善及び事業上のシナジー効果の実現が可能であり、当社の株主価値の向上に繋がり、ひいては既存株主の利益向上に資するものと判断し、同社を割当先として選定いたしました。なお、I Sホールディングスとの具体的な協働の内容については、今後両社で協議してまいります。

(3) 割当先の保有方針

本件第三者割当の割当先である I S ホールディングスからは、当社株式を安定株主として保有し、当社の事業継続のために各種支援をいただける旨の意向表明を口頭で受けております。

なお、I S ホールディングスからは、本件第三者割当による新株式の発行日より 2 年間において、当該割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の商号又は氏名、住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、及び譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本件第三者割当の割当予定先である I S ホールディングスより、その 100% 子会社である株式会社外為替オンライン（以下、「外為オンライン」といいます。）から資金を払込期日までに借り入れ（返済期限：無期限）、本件第三者割当に充当する予定である旨を聴取しております。当社は、I S ホールディングス及び外為オンラインの過去 3 会計年度の決算書（平成 21 年 3 月期から平成 23 年 3 月期）を入手し現金及び預金残高を確認するとともに、I S ホールディングスが払い込むべき資金全額を含む相当の資金が外為オンラインの預金口座に確保されていることを、金融機関から提出された平成 23 年 10 月 31 日現在の預金残高証明書により確認した結果、I S ホールディングスは本件第三者割当の払込みに要する財産を十分に確保していると判断しております。また、I S ホールディングスから、I S ホールディングス及び外為オンラインとの間の金銭消費貸借契約書のドラフトを入手するとともに、その内容が I S ホールディングスがグループ間資金貸借で通常行うものと同様であることを聴取しており、払込みの現実性を確認しました。

なお、本件第三者割当の払込みに係る前提条件として、当社及びひまわり証券の人員削減策が予定されております。これは、本件第三者割当の実施後、当社が I S ホールディングスの子会社が提供するシステムを導入することにより業務処理の省力化を図ることができ、当社及びひまわり証券に余剰人員が生じるため、当該余剰人員の削減を図ることを I S ホールディングスとの間で合意したためであります。

当社といたしましては、①払込期間の設定に際しては、金融商品取引法による届出の効力発生に係る日程（15 日）も考慮して設定していること、②人員削減策に関しては、従業員に対し、当社グループの現状を真摯に説明するとともに、万一の場合に備えて従業員との交渉に十分な期間を設けているため、その実行可能性は高いと考えていることから、本件第三者割当増資の払込みに係る条件は払込期間内に充足されるものと見込んでおります。なお、当該条件が充足されない場合は、本件第三者割当に係る払込みが行われないこととなり、当社として他の割当候補先に対する増資を検討する必要があります。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 23 年 9 月 30 日現在）		募集後	
(株)ユニオン山地	19.59%	(株) I S ホールディングス	62.97%
山地 勉	3.65%	(株)ユニオン山地	7.25%
大数加 祥平	2.83%	山地 勉	1.35%
大阪証券金融(株)	2.61%	大数加 祥平	1.05%
柴田 美武	2.34%	大阪証券金融(株)	0.97%
伊藤 健三	2.18%	柴田 美武	0.87%
葛西 吉彌	1.64%	伊藤 健三	0.81%
山地 圭二	1.31%	葛西 吉彌	0.61%
(有)エムユーエヌ	1.08%	山地 圭二	0.49%
岡田 美子	0.84%	(有)エムユーエヌ	0.40%

※1 当社は自己株式 380 千株を保有しておりますが、上記大株主一覧には含めておりません。

※2 募集前の持株比率は、平成 23 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 7,350,000 株を基に計算しております。募集後の持株比率は、平成 23 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 7,350,000 株に、本件第三者割当で増加する

株式数 12,500,000 株を加算した 19,850,000 株を基に計算しております。

8. 今後の見通し

当社は、本件第三者割当に際し、I Sホールディングスからの出資を受け、同社グループのシステムを導入した場合は、当社グループの人員の省力化を図ることができ、結果として余剰人員が発生するため、平成 23 年 11 月 10 日の当社取締役会において、当社及びひまわり証券従業員の有期雇用契約への変更及び希望退職者の募集等を含む経営合理化策を実施することを決議いたしました。具体的な内容及び影響等については、本日別途開示しております「当社及び当社連結子会社における人員削減等による経営合理化に関するお知らせ」をご参照ください。この他、本件第三者割当は、当社財務基盤の強化及び事業の継続・発展に資するものと考えますが、具体的な影響につきましては現時点では未定です。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希釈化率が 25%以上となること、②支配株主の異動を伴うものであることから、大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第 2 条に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当への必要性及び相当性に関する意見を入手するため、潮見坂総合法律事務所からの客観的な意見も求めました。

当社は、同事務所に対し、本件第三者割当に至るまでの経緯、当社が策定している事業計画や資金計画の具体的な内容及び当該内容と資金需要の関係、具体的な資金使途、当社が直面している喫緊の経営課題、本件第三者割当が実施されなかった場合の見込み等に関する客観的かつ具体的な資料を提出した上で説明を行うとともに、同事務所からの質問に回答いたしました。その結果、同事務所から大要以下の意見を取得いたしました。

なお、当社グループと同事務所及び同事務所に所属する弁護士との間には、過去に人的関係、取引関係、出資関係のいずれもございません。

(1) 本件第三者割当の必要性

東日本大震災による財務状態の急激悪化、決済用現預金残高確保のための借入及び担保提供、経営合理化策の実施、立替金等の回収不調及びビジネス環境悪化によるキャッシュ・フローの悪化並びに資本の毀損等に鑑みれば、当社の喫緊の経営課題として、(i)自己資本規制比率の向上、(ii)債務超過の解消、(iii)営業活動からのキャッシュ・フローの創出によるみずほ銀行からの借入金返済原資の確保、(iv)余裕を持った運転資金（決済資金）の確保及び(v)FX事業におけるカウンターパーティに対する信用力向上が存在することは明らかである。本件は、東日本大震災という不可抗力に起因する立替金等の不足に端を発しているところ、当社は考え得る費用削減策を講じて財務状態の改善を図っているが、その効果は限定的であり、立替金等の不足額に照らすと当社の自助努力のみで財務状態を抜本的に改善させることは客観的に凡そ不可能である。一方で、立替金等の回収不調やビジネス環境悪化といった要因により、当社のキャッシュ・フローは悪化の一途を辿っている。このため、当社が既に実施した費用削減にもかかわらず、平成 24 年上期の営業利益、経常利益及び税引前当期利益の実績値は、事業計画対比で期間累計数億円規模の未達となり、平成 24 年 3 月期第 2 四半期末において、当社の連結貸借対照表上の純資産は債務超過となり、当社グループは将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような状況に至っている。そして、今後も収益悪化要因が改善する合理的な兆候は見られないこと、ひまわり証券のFX事業は為替相場の変動に大きく影響を受ける点で不確実性を孕んでいること、今後当社が講じる費用削減策には限界があること等からすれば、何らの策を講じないまま状況が好転する可能性は低いと考えられる。また、現在当社は、その事業を継続させるために(i)自己資本規制比率の向上、(ii)債務超過の解消、(iii)営業活動からのキャッシュ・フローの創出によるみずほ銀行からの借入金返済原資の確保、(iv)余裕を持った運転資金（決済資金）の確保及び(v)FX事業におけるカウンターパーティに対する信用力向上といった経営課題を早急に解消する必要に迫られている。この点当社が上記の経営課題を早急に解消するためには、早急に新株発行を行うことにより資金調達及び資本増強を実現する必要があることは明らかである。

したがって、本件第三者割当に至るまでの経緯、当社が策定している事業計画や資金計画の具体的な内容及び当該内容と資金需要の関係、具体的な資金使途、当社が直面している喫緊の経営課題、本件第三者割当

が実施されなかった場合の、ひまわり証券の自己資本規制比率低下に伴う当社グループ信用力の著しい低下の見込み等からすれば、本件第三者割当には必要性が認められる。また、本件第三者割当の目的は前記のとおりであって、本件第三者割当が既存の株主の持株比率を低下させ現経営者の支配権を維持することを主要な目的としてされたものであることを窺わせる事情は見当たらない。

(2) 本件第三者割当の相当性

資金調達方法については、前記の必要性からすれば金融機関借入等の負債を増加させる資金調達方法は意味をなさず、資本増強に資する新株発行等の資金調達方法を選択することには合理性があり、かつ、現在の株式市況、当社の財務状況及び当社株式の流動性からすれば公募増資及び株主割当には実現性が認められず、資金調達の確実性等の観点からすれば新株予約権の募集等の方法には依拠することができないため、資金調達方法には相当性がある。

割当先選定については、①選定方針の明確化及び複数候補者との協議等、② I S ホールディングスの概要、③期待されるシナジー等、④ I S ホールディングスの財務状態からすれば、I S ホールディングスは複数候補者の中から慎重に選定された割当先であって、同業であるがゆえに当社事業と親和性が認められ、当社の喫緊の経営課題である収益改善を図るための具体的な施策を実現する可能性を有している。また、その財務状態も本件第三者割当を引き受け、その後も事業を継続するに足る十分な内容である。そして、当社株式の継続保有及び事業上の具体的な協業によって当社の株主価値の向上に繋がり、ひいては既存株主の利益向上に資すると評価することも不合理ではないから、I S ホールディングスを割当先として選定したことには合理性がある。

資金調達金額の相当性については、当社の前記(i)ないし(v)の経営課題のうち、特に当社の事業継続に不可欠であって早急に対応を要する前記(i)及び(ii)の経営課題についてみると、前記(ii)の債務超過（平成24年3月期第2四半期末現在で10億4,600万円）を解消するためには、少なくとも約11億円が必要となり、かつ、本件第三者割当により12億円を調達すれば、前記(i)の自己資本規制比率は200%超まで向上するうえ、当社は将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような状況を脱する余地がある。加えて、本件第三者割当を実施すれば、過去の実績及び為替相場の著しい変動に伴う急激な増加可能性を踏まえたとしても、有事においても十分な余裕をもって対応することが可能な決済資金も確保できることから、上記(iv)の経営課題をも克服することが可能となる。以上からすれば、本件第三者割当における資金調達額は、本件第三者割当の必要性に照らして相当な金額であり、合理性がある。

発行価額及び希薄化規模の相当性については、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日（以下「直前営業日」という。）のJASDAQの公表した当社普通株式の終値と比較して9.43%のディスカウントとなる96円であるところ、当社は営業収益や口座数の情報を月次ベースでタイムリーに開示しており、かつ、直近数ヶ月の株価変動や出来高を見るに直近の開示情報によって異常な株価形成がなされた形跡もないことから、直前営業日の終値に当該情報が最も適切に反映されていると考えられ、当該価格を基礎とすることには合理性がある。また、本件第三者割当の発行価額は、独立した第三者であるI S ホールディングスと当社間の真摯な交渉を経て合意された金額である。また、本件第三者割当は、過去の判例及び日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らして有利発行に該当するものではないと考えられる。確かに本件第三者割当では179.40%もの大規模な希薄化が生じるため、当社株主に一定の不利益が生じることは否定しがたい。しかしながら資金調達金額は本件第三者割当の必要性に照らして相当な金額であること、I S ホールディングスを割当先とすることによって、当社の株主価値の向上に繋がり、ひいては既存株主の利益向上に資すると評価することも不合理ではないこと、発行価額は当社の事業価値を反映した公表日直前の時価を基礎として有利発行に該当しない限度でディスカウントされた金額であること等からすれば、本件第三者割当の発行価額及び希薄化規模が不合理とまでは言い難い。

したがって、本件第三者割当の資金調達方法、割当先選定、資金調達金額、発行価額及び希薄化規模にはいずれも合理性が認められるから、本件第三者割当の条件や割当先の選択等は前記(1)の必要性を実現するために相当な範囲に留まるものである。

(3) 結論

以上のとおり、(i)本件第三者割当に至るまでの経緯、当社が策定している事業計画や資金計画の具体的な内容及び当該内容と資金需要の関係、具体的な資金使途、当社が直面している喫緊の経営課題、本件第三者割当が実施されなかった場合の見込み等からすれば、本件第三者割当には必要性が認められ、かつ、本件第三者割当が既存の株主の持株比率を低下させ現経営者の支配権を維持することを主要な目的としてされたものとは認められず、(ii)本件第三者割当の条件や割当先の選択等は前記(1)の必要性を実現するために相当な範囲に留まるものであることからすれば、本件第三者割当には相当性が認められるものと思料する。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)(単位:百万円)

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
営業収益	7,112	5,889	6,152
営業損益	1,097	△528	△561
経常損益	1,088	△577	△554
当期純損益	303	△707	△4,069
1株当たり当期純損益(円)	4.21	△99.29	△583.89
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	80.39	696.86	110.69

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成23年11月10日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	7,350,000株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—株	—%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始値	730円	620円	368円
高値	960円	710円	385円
安値	310円	342円	167円
終値	620円	369円	185円

② 最近6か月間の状況

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始値	139円	107円	171円	136円	142円	113円
高値	143円	265円	179円	173円	147円	126円
安値	106円	107円	142円	104円	108円	110円
終値	107円	167円	146円	137円	114円	113円

③ 発行決議日の前営業日における株価

平成23年11月9日

始 値	107 円
高 値	108 円
安 値	106 円
終 値	106 円

- (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

11. 発行要領

- | | |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 発行新株式数 | 普通株式 12,500,000 株 |
| (2) 発行価額 | 1 株当たり 金 96 円 |
| (3) 発行価額の総額 | 1,200,000,000 円 |
| (4) 申込期間 | 平成 23 年 11 月 30 日から平成 23 年 12 月 29 日 |
| (5) 払込期間 | 平成 23 年 11 月 30 日から平成 23 年 12 月 29 日 |
| (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 資本金 : 600,000,000 円
資本準備金 : 600,000,000 円 |
| (7) 募集又は割当方法 | 第三者割当方式による。
株式会社 IS ホールディングス 12,500,000 株 |
| (8) その他 | 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していること及び当社と IS ホールディングスとの間で合意された人員削減手続き（当社及び当社の連結子会社であるひまわり証券株式会社（以下、「ひまわり証券」といいます。）の従業員の合意退職及び有期雇用契約の締結、3 週間程度の実施期間を想定している希望退職募集手続き等）が完了することを条件とします。 |

II. 主要株主である筆頭株主及び親会社の異動（予定）

1. 異動予定年月日

本件第三者割当増資に係る払込期間（平成 23 年 11 月 30 日から平成 23 年 12 月 29 日）におけるいずれかの日における異動を予定しております。

本件第三者割当においては、平成 23 年 11 月 30 日から同年 12 月 29 日までを会社法上の払込期間として決議しております。そのため、現時点で、異動予定年月日は確定しておりませんが、本件第三者割当に係る該払込期間において払込みが実施された場合、下記に記載しました主要株主である筆頭株主及び親会社の異動が発生する見込みです。

2. 異動が生じる経緯

今回の第三者割当増資により、主要株主である筆頭株主及び親会社の異動が生じる予定です。

3. 異動する予定の株主の概要

- (1) 新たに主要株主である筆頭株主及び親会社となる株主

① 商 号	株式会社 IS ホールディングス
② 本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 遠藤 昭二
④ 事業内容	IT 基盤総合金融事業
⑤ 資本金の額	600,000,000 円
⑥ 設立年月日	平成 20 年 4 月 1 日

⑦ 連結純資産	19,579百万円(平成23年3月期)	
⑧ 連結総資産	108,864百万円(平成23年3月期)	
⑨ 大株主及び持株比率	遠藤 昭二	57.45%
	株式会社3A	28.03%
	村井 眞一	14.52%
⑩ 当社との関係等	資本関係	当社と当該割当先との間には、資本関係はありません。また、当社の関係者及び関連会社と当該割当先との関係者及び関連会社の間には、資本関係はありません。
	取引関係	当社と当該割当先との間には、取引関係はありません。なお、当社と当該割当先の関連会社である燦キャピタルマネージメント株式会社の間で、当社グループが独身寮として使用している物件に関する不動産賃貸借契約を締結しております。
	人的関係	当社と当該割当先との間には、人的関係はありません。また、当社の関係者及び関連会社と当該割当先との関係者及び関連会社の間には、人的関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該割当先は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該割当先との関係者及び関連会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(2) 主要株主及び主要株主である筆頭株主でなくなる株主

① 名称	株式会社ユニオン山地
② 本店所在地	香川県高松市天神前7番6号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 山地 圭二
④ 主な事業内容	投資業
⑤ 資本金の額	10,000,000円

4. 当該株主の所有議決権数(所有株式数)及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 株式会社ISホールディングス

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合※	大株主順位
異動前 (平成23年9月30日現在)	0個 (0株)	—%	—
異動後	125,000個 (12,500,000株)	64.21%	第1位

(2) 株式会社ユニオン山地

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合※	大株主順位
異動前 (平成23年9月30日現在)	14,400個 (1,440,000株)	20.67%	第1位
異動後	14,400個 (1,440,000株)	7.40%	第2位

※ 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 382,400株
平成23年9月30日現在の発行済株式総数 7,350,000株

5. 今後の見通し

前記「I. 第三者割当により発行される新株式の募集 8. 今後の見通し」に記載のとおりであります。

以 上